

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年12月3日(2015.12.3)

【公開番号】特開2014-109022(P2014-109022A)

【公開日】平成26年6月12日(2014.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2014-031

【出願番号】特願2012-265529(P2012-265529)

【国際特許分類】

C 08 F 6/16 (2006.01)

【F I】

C 08 F 6/16

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月15日(2015.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作(a)：良溶媒と貧溶媒を含む溶液中に樹脂が分散しているスラリーを攪拌する操作、次いで、

操作(b)：前記スラリーに貧溶媒を追加して良溶媒の貧溶媒に対する比率を下げた後に、樹脂と溶液を分離する操作、

を含むことを特徴とするフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項2】

操作(a)における樹脂が、重合反応後の重合液から得られたものである、請求項1に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項3】

操作(a)が、重合反応後の重合液を貧溶媒と接触させて樹脂を析出させたスラリーを攪拌する操作である、請求項1または2に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項4】

操作(a)が、重合反応後の重合液を貧溶媒と接触させて樹脂を析出させたスラリーを攪拌する操作であり、操作(b)においてスラリーに追加する貧溶媒の量が、操作(a)および操作(b)で使用する貧溶媒総量の20質量%以上である、請求項1または2に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項5】

操作(a)が、重合反応後の重合液と貧溶媒との接触により析出させた樹脂を固液分離して得られた樹脂と、良溶媒と貧溶媒を含む溶液と、を混合したスラリーを攪拌する操作である、請求項1または2に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項6】

操作(a)が、重合反応後の重合液と貧溶媒との接触により析出させた樹脂を固液分離して得られた樹脂と、良溶媒と貧溶媒を含む溶液と、を混合したスラリーを攪拌する操作であり、操作(b)において追加する貧溶媒の量が、操作(a)および操作(b)で使用する貧溶媒総量の40質量%以上である、請求項1または2に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項7】

操作（b）で追加する貧溶媒が水を含んでなる、請求項1～6の何れか一項に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項8】

前記スラリー中の樹脂が粉体状である、請求項1～7の何れか一項に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法。

【請求項9】

請求項1～8の何れか一項に記載のフォトリソグラフィー用樹脂の精製方法を含む、フォトリソグラフィー用樹脂の製造方法。